

## JA教育ローン融資要項（統一版）

### 1 貸付対象者

- (1) 個人の組合員であること。ただし、地区外に居住する准組合員については、県内に居住し地区内に勤務地を有している（以下、「地区内勤務者」という。）こと。
- (2) 教育施設に就学予定または就学中の子弟を有すること。
- (3) 貸付時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満であること。<sup>(補足)</sup>

#### 【補足】

- ・教育施設は、修業年限が6カ月以上（外国の教育施設は3カ月以上）で、中学校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とする。
  - a 大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学
  - b 専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など）
  - c 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部
  - d その他職業能力開発校などの教育施設
- ・年齢は全て貸付実行（予定）日を基準とする。

- (4) 前年度税込年収（自営業者の場合は「前年度税引前所得」）が次の条件を満たすこと。<sup>(補足)</sup>
  - a 前年度税込年収が150万円以上であること。
  - b 親・子・関連会社への転籍者で、転籍後の勤続年数が1年未満の場合は、「月収×15」が150万円以上であること。<sup>(補足)</sup>
  - c 転職者（公務員、高度な国家資格保持者で当該資格を用いて業を営む者）の場合、転職後の前年度税込年収（または「前年度税引前所得」）について、勤続年数が1年未満等の理由で確認できない場合は、「月収×15」を前年度税込年収（または「前年度税引前所得」とみなす。

#### 【補足】

- ・前年度税引前所得とは、収入から必要経費を差し引いた金額のこと。
- ・自営業者については、営業が継続的に行われているか等の確認を行うこと。
- ・子会社とは、他の会社（親会社）が議決権株の過半数を保有している会社のこと。
- ・関連会社とは、他の会社が議決権株を20%以上50%以下所有している会社のこと。
- ・国・地方公共団体が20%以上出資している団体についても転籍先の対象とする。
- ・転籍とは、出向元との雇用契約は終了（退職）し、新たに出向先の会社と雇用契約を締結すること。

#### 【特認事務】

- ・所得証明は公的証明書（給与所得者は住民税決定通知書あるいは課税証明書、自営業者は納税証明書あるいは確定申告書の受付印のあるもの）を原則とするが、農業者は農協発行の所得証明書、給与所得者は健康保険証で勤務先が確認できる場合の企業発行で印字されている源泉徴収票でも可とする。
- ・申込金額が100万円未満の場合は、所得証明を不要とすることができる。ただし、給与所得者の場合は、健康保険証等で勤務先の確認ができる場合に限る。

・e-Taxを利用した確定申告書を使用する場合は、受付印に代わって受信通知の提出を受け、氏名、所得金額、申告納税額等の項目が確定申告書と一致していること、エラー情報が無いことを確認する。

- (5) 勤続（または営業）年数が1年以上であること。
- a 公務員および高度な国家資格の保持者で当該資格を用いて業を営む者については、勤続（または営業）年数が6か月以上であること。<sup>(補足)</sup>
  - b 勤続年数が1年未満であっても、年金受給者については対象とする。
  - c 地区内勤務者は、勤務先の住所および現在勤務していることが確認できること。

**【補足】**

- ・親・子・関連会社への転籍の場合は連続勤務とみなす。
- ・公務員とは、一般職公務員および特別職公務員のこと。ただし、任期のあるものは除く。
- ・高度な国家資格保持者で当該資格を用いて業を営む者とは、医療系国家資格保持者（医師・看護師・薬剤師・獣医師・技師・介護士等）、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、建築士等とする。
- ・転職者（公務員および高度な国家資格保持者で当該資格を用いて業を営む者）の場合、転職前後の勤務が連続していて、かつ転職前後の通算勤続年数が1年以上あること。

- (6) 居住実態が確認できること（申出のあった住所の確認ができること。）。農業者以外の自営業者については、本人または同居家族の持ち家であること。
- (7) 信用状況に不安がないこと。<sup>(補足)</sup>
- a 自営業者（農業者は除く。）については、自宅に差押え、仮差押え、所有権移転の仮登記または所有権移転請求権の仮登記、予告登記・代位登記・短期貸借権の仮登記または本登記がないこと。
  - b 過去に差押等を受けたことのある者は、原則として貸付対象外とする。

**【補足】**

- ・信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金、共済掛金の未払金等がないこと、および個人信用情報機関の情報等を参考にして判断すること。

## 2 資金使途

就学子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃等の教育に関する全ての資金とし（借入申込日から2か月前までに支払済みとなった資金を含む。）、資金使途が確認できること。<sup>(補足)</sup> また、他金融機関から借入中の教育資金の借換も資金使途に含める。<sup>(補足)</sup>

**【補足】**

- ・本ローンの借入にかかる諸費用を資金使途に含めることができる。
- ・複数の借換対象資金をまとめて借換する場合は、就学子弟単位とする。ただし、借換元の教

育資金において、子弟が卒業している等の理由により据置期間が終了し、元利金返済が開始されている場合は、就学子弟単位でなくてもよい。

ただし、事業資金は除く。

### 3 貸付金額

10万円以上1,000万円以内（1万円単位）であり、次の条件をいずれも満たしていること。

- (1) 所要額の範囲内であること。
- (2) 本ローン貸付額、既往の多目的、フリー、マイカー、教育、カード（極度額）の各ローン残高、農協内その他無担保借入金（リフォームおよび富山県農業信用基金協会保証付の無担保の住宅資金を除く）および他金融機関からの無担保借入金の合計額の前年度税込年収（自営業者の場合は前年度税引前所得）に対する比率（以下、「借入比率」という。）が150%以内であること。
- (3) 年間元利金返済額の前年度税込年収に対する割合が次の範囲内であること。<sup>(補足)</sup>
  - a 前年度税込年収が150万円以上250万円未満 30%
  - b 前年度税込年収が250万円以上550万円未満 35%
  - c 前年度税込年収が550万円以上 40%

#### 【補足】

・借入比率の算出式は次のとおり。

借入比率＝（本件を含む無担保借入金総額）／（前年度税込年収または前年度税引前所得）

・返済比率の算出式は次のとおり。なお、生活資金借入金とは、無担保、有担保を問わず、全ての生活資金とし、事業資金、貯金担保借入および農業関連資金は含まない。

返済比率＝（本件を含む全ての生活資金借入金の年間返済額）／（前年度税込年収または前年度税引前所得）

- ・年間返済額には、本ローンの年間返済額のほか、他の借入金の返済額（事業資金、貯金担保借入は含まない。）を加えるものとする。なお、カードローン（約定返済型・随時返済型）の年間返済額は、原則として極度額の2%（万円未満の金額は万円に切上げ。）の12倍とする。
- ・所得合算できる連帯債務者がいる場合、税込年収は、その連帯債務者の年収を、全額合算でき、年間返済額については全額合算する。なお、連帯債務者の要件は、貸付対象者に準ずるものとし、借入申込者と同居の場合に限る。
- ・所得合算できる連帯保証人がいる場合、税込年収は、その連帯保証人の年収を、本人の年収の50%を超えない範囲で合算することができ、年間返済額については全額合算する。なお、連帯保証人の要件は、収入が将来にわたり家計に継続的に寄与できる同居の配偶者・親または子（満18歳以上の者）とする。ただし、所得合算は1名に限る。

- (4) 本ローン貸付額、既往の多目的、マイカー、教育、カード（極度額）の各ローン残高、JA内その他無担保借入金貸付額（リフォームおよび富山県農業信用基金協会保証付の無担保の住宅資金を除く）の合計額が1,000万円以内であること。
- (5) 本ローン貸付額、既往の多目的、マイカー、教育、カード（極度額）、リフォーム（富山県農業信用基金協会保証付の無担保住宅資金を含む）の各ローン残高、JA内その他無担保借入金貸付額の合計額が1,500万円以内であること。

**【補足】**

- ・他農協でのローン、借入金残高も含める。

#### 4 貸付期間

次の条件をいずれも満たしていること。

- (1) 6か月以上15年以内であること。
- (2) 据置期間が、初回貸付日から貸付対象子弟の卒業予定年月の末日の6か月後以内であること。(補足)
- (3) 借換の場合は、以下の条件を満たすこと。
  - a 現在借入中の教育資金の残存期間内であること。
  - b 複数の借換対象資金を1資金にまとめて借換する場合は、借換対象資金の貸付期間を加重平均した期間内であること。

**【補足】**

- ・据置期間利息の支払周期と据置期間終了後の元利金返済周期を一致させること。
- ・据置期限は次の手順により決定する。
  - a 借入者に貸付対象子弟の卒業予定年月日を確認する。
  - b 据置期間利息の支払月日(毎月・年2回)を決定する。この場合、年2回の月については借入者の希望によって決定し(6か月ごと)、日については農協で特定する(月末、ものを避けて特定すること)。
  - c 据置期間はaの卒業予定年月の末日の6か月後以内において、bにより特定される利払年月日の中から決定する。

#### 5 貸付金利

農協所定の利率とし、次のいずれかの金利種類であること。

- (1) 固定金利型
- (2) 変動金利型

#### 6 担保

担保は設定しない。

#### 7 保証

富山県農業信用基金協会の保証が付されていること。

#### 8 貸付方法

証書貸付とし、次のいずれかの方法により貸付日に借入者の貯金口座へ振込むこと。

- (1) 一括貸付の場合  
貸付日は、任意の日とする。
- (2) 分割貸付の場合
  - a 貸付日が年複数回の場合は、借入者の希望する月の特定日とする。ただし、初回は任意の日とし、貸付日が休日の場合は、貸付実行日を翌営業日とする。なお、特定日の選定にあたって

は、月末やもの日を避けることが望ましい。(補足)

- b 最終回貸付日は卒業予定年月の末日以前とする。
- c 借入者から貸付未実行分の借入辞退の申し出があったときは、返済方法を変更し、「JA教育ローン変更契約書」に提出を受ける。
- d 次の場合は以降貸付金の交付を行わないこととする。
  - (a) 貸付対象子弟が退学(学籍喪失)した旨の届け出があった場合または農協がその事実を知った場合。
  - (b) JAバンクローン融資約款の定めにより期限の利益を喪失させた場合。
  - (c) 借入者が組合員でなくなった場合。

**【補足】**

- ・貸付対象子弟が高校から短大または大学等に進学する場合(高専卒業後大学への編入学の場合も含む。)には、乗換貸付をすることができる。
  - a 乗換貸付は新規借入申込みに準じて書類の提出を受ける。
  - b 乗換貸付に伴う既貸付金は全額繰上げ返済をさせるが、乗換貸付金による直接振替処理は行わず、原則として貯金払戻請求書により行う。

9 元利金の返済方法

- (1) 元利均等返済とし、毎月返済方式、年2回返済方式および特定月増額返済方式(補足)のいずれかであること。ただし、特定月増額返済による返済元金総額は、貸付金額の50%以内(1万円単位)であること。
- (2) 返済日はあらかじめ農協が定めた特定の日とする。
- (3) 一部繰上返済は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とする。
- (4) 全額繰上返済は、任意の日に行えるものとする。
- (5) 年2回返済方式は毎月返済方式と比較し、貸出後の期日管理の間隔が長く借入者の信用状況の変化の把握が遅れる危険性があるため、専業農業者以外については原則として取り扱わない。

**【補足】**

- ・特定月増額返済方式とは、毎月返済方式に加えて6か月ごとの特定月に増額して返済する方式のこと。
- ・貸付期間中に貸付対象子弟が退学(学籍喪失)した場合は、次により取り扱う。
  - a 借入者から退学(学籍喪失)した旨の届け出を受ける。
    - (a) 届け出を受けた場合は、返済方法が変更されることを確認させるとともに、「JA教育ローン変更契約書」の提出を受ける。
    - (b) 組合が退学(学籍喪失)した事実を知った場合は、借入者に対し届け出の督促を行い、なお、届け出がないときは返済方法等を変更したことを明記した通知書を配達証明付内容証明郵便で送付する。
  - b 分割貸付の場合は、以降の貸付金交付は行わない。
  - c 据置期間は、退学(学籍喪失)の届け出があった日または農協がその事実を知った日以降最初に到来する据置期間利息の支払日に繰上げ、その翌日を返済期限の始期とする。
  - d 一括貸付の場合または分割貸付で全額貸付実行済の場合は、返済回数および1回当たりの返済金額は当初約定のとおりとする。

- e 分割貸付で一部貸付実行済の場合は、次のとおり。
- (a) 当初に毎月返済または年2回返済を約定している場合  
返済回数は当初約定のとおりとし、元利均等返済とする。
  - (b) 当初に毎月返済および特定月増額返済を約定している場合
    - ア 既貸付金額が契約証書の「毎月返済分借入額合計」を超えないときは、毎月元利均等返済とする。
    - イ 貸付金額が契約証書の「毎月返済分借入額合計」を超えるときは、「毎月返済分借入額合計」相当額については、毎月元利均等返済とし、「毎月返済分借入額合計」を超える部分については、6か月ごとに元利均等返済とする。

10 遅延損害金

農協所定の利率とする。遅延している元金に対して請求する。

11 団体信用生命共済（保険）

顧客の希望により団体信用生命共済（保険）に加入することができる。

12 その他

- (1) この要項に別段の定めがないものについては、この農協の定款、信用事業規程ならびに信用事業方法書および貸出事務手続（統一版）等の定めるところによる。
- (2) 富山県農業信用基金協会の保証に関する事項については、同協会の諸規程等による。